

浜松市長殿  
日本たばこ産業殿

**JT と浜松市が共同で設置した  
浜松の表玄関を汚す健康増進法違反の「浜松マナー灰皿」を  
すぐに撤去して下さい**

2006 年 9 月 20 日

**日本禁煙学会**

理事長 作田学

181-8611 三鷹市新川 6-2-20

杏林大学神経内科教授室内

**desk@nosmoke55.jp**

FAX 0422-47-5931

URL : <http://www.nosmoke55.jp/>

2006 年 9 月 15 日付静岡新聞によれば「JT 静岡支店は浜松市と共同で、JR 浜松駅南口、北口など 6 ヶ所に「浜松マナー灰皿」を設置する。19 日から使用できる。JT が自治体とこうした喫煙スペースを設置するのは 県内初の取り組み。マナー灰皿は大型メッセージボードを備え、「歩きタバコ・ポイ捨て禁止」を周知しながら、恒常的にマナー啓発を進める…」とのことでした。

日本禁煙学会は、文化都市浜松市の中心であり毎日約 7 万人の乗降客がある浜松駅周辺の歩道に灰皿を置くことに反対します。その理由は、

- 1. 多くの人々の歩くところに「マナー灰皿」を置くと、「歩きタバコ」以上の受動喫煙被害が起きます。これは健康増進法の精神ならびにタバコ規制枠組条約第 8 条にそむく施策です。**

人通りの多い場所に灰皿を置くと、いつも数人ずつがそこで喫煙する状態となり、濃いタバコ煙の発生源となります。設置場所の写真からもわかるように、「マナー灰皿」は、出入口のそば、歩行通路の只中に置かれています。これでは、受動喫煙被害を防げません。ちなみに日本禁煙学会は、屋外の受動喫煙を防止する最低必要条件として、屋外喫煙所を設置するには、喫煙者一人あたり直径 14 メートルの「非喫煙者立ち入り禁止区域」が必要であることを、科学的証拠に基づき指摘しています (<http://www.nosmoke55.jp/> 屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言)。

健康増進法(文末参照)の受動喫煙防止義務は、屋内とそれに準ずる場所を想定していますが、本法の精神は、屋外であっても、日本国民が受動喫煙被害を受けないことにあります。字面だけでなく、法律の精神をくみ取ることが大事です。

さらに、日本政府にも誠実な履行義務のある国際条約＝タバコ規制枠組条約第8条にも違反しています(文末参照)。

## 2. 浜松市の表玄関に、市がタバコ産業と共同で市の文化的シンボルである音楽をデザインに取り入れた灰皿を設置することは、国内的にも国際的にも「大恥」です。

多くの市民と浜松市への訪問者に受動喫煙被害を与えるタバコの煙を、ト音記号に見立てたデザインを描いた「灰皿」をタバコ産業の「協力」で設置することは、政令指定都市として世界に羽ばたこうとする浜松市のあり方と両立しないどころか、浜松市の顔に泥を塗ると言っても過言でない事態です。

「歩きタバコ」が禁止されたのだから、喫煙者の便宜を図って駅の周辺に灰皿を置くことは悪いことではないと思う人もあるでしょうが、路上喫煙を禁止したほとんどの大都市では、路上喫煙禁止区域に自治体が「灰皿」を設置していません。浜松市の施策はこの意味で例外的です。

### 【健康増進法】第二節 受動喫煙の防止 第二十五条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### 【タバコ規制枠組条約】 第8条 たばこ煙への曝露からの保護

1. 締約国は、たばこ煙への曝露が死亡、疾病および廃疾を惹き起すことが科学的な証拠によって疑問の余地なく立証されていることを認識する。
2. 各締約国は、屋内の職場、公共の交通機関、屋内の公共の場所および、その他の適切な公共の場所におけるたばこ煙への曝露からの保護を規定した効果的な立法的、行政的および/またはその他の措置を、国の法律によって決定された現在の国レベルの法制の下で採用し、実施すると共に、国以外のレベルの法制の下においてもこれを採用させ、実施させるよう積極的に推進するものとする。

「マナー灰皿」の実物および設置場所周辺の状況



